

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 7 7 7 号)

平成 2 2 年 5 月 7 日

横 情 審 答 申 第 777 号

平 成 22 年 5 月 7 日

横浜市水道事業管理者

齋 藤 義 孝 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成22年3月9日水浄西第1106号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「水道用地の利用について（回答）（平成21年度水浄西第727号）」の一部開
示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市水道事業管理者が、「水道用地の利用について（回答）（平成21年度水浄西第727号）」を一部開示とした決定は、理由付記に不備があり、取り消すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「水道用地の利用について（回答）（平成21年度水浄西第727号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が平成22年2月1日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第6号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、水道局西谷浄水場が管轄する牛久保配水池敷地内の通路について健康福祉局長から目的外利用の依頼があったことに対して水道局長が回答する旨決定した決裁文書であり、起案用紙、健康福祉局長あて回答文案及び添付資料で構成されている。添付資料のうち「敷地の利用について（回答）（平成20年9月22日水浄西第460号）」を構成する「牛久保配水池構内使用についての条件等」及びその条件が記された平面図（以下「本件非開示部分」という。）を非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件非開示部分は、墓地計画を巡る紛争のあっせんを行っていた健康福祉局が紛争当事者からの要望を受けて紛争当事者間の意見調整を行うために、牛久保配水池敷地内通路の利用の可能性及び利用条件について水道局に照会してきたのに対して回答した内容であり、牛久保配水池敷地内通路を利用する際の安全確保等のために諸条件が記載されている。

あっせんは、中立、公正な第三者の立場で、当事者からの信頼を基に、双方の意見を傾聴し、その意見を尊重しつつ合意可能性を慎重に見極めながら調整内容を当事者に提示し、調整を図るものであり、その調整内容が開示されると、あっせんを

行う行政機関に対する信頼を損なったり、無用の誤解を生じさせるなど、あっせん業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

本件非開示部分の回答を受けた健康福祉局は、慎重に判断しながらその内容を紛争当事者に提示し調整を進めたとのことであり、本件非開示部分は、墓地計画を巡る紛争のあっせんの過程において健康福祉局が合意可能性を見極めながら紛争当事者に提示した調整内容そのものであるといえる。したがって、これを開示すると、あっせんを行う健康福祉局に対する信頼を損なったり、無用の誤解を生じさせるなど、健康福祉局が行うあっせん業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの判断をしていることになり、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件非開示部分の開示を求める。
- (2) 行政財産である牛久保配水池敷地内における民間の墓地開発業者による墓地建設のための工事車両通行に関し、透明性を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、水道局西谷浄水場が管轄する牛久保配水池敷地内の通路について健康福祉局長から目的外利用の依頼があったことに対して水道局長が回答する旨決定した決裁文書であり、当審査会が見分したところ、起案用紙、回答文案、「敷地の利用について（回答）（平成20年9月22日水浄西第460号）」、「都筑港北霊園造成工事に伴う配水池敷地内通路使用作業フロー」及び「配水池敷地内の通路の使用について（依頼）（平成21年11月5日健相第148号）」で構成されていた。

実施機関は、「敷地の利用について（回答）（平成20年9月22日水浄西第460号）」のうち本件非開示部分を非開示としている。

(2) 本件処分の理由付記について

当審査会において本件処分における一部開示決定通知書を見分したところ、理由付記の要件を満たしているかについて疑問があったため、以下のとおり検討した。

ア 条例第13条第1項では、行政文書の一部又は全部を開示しないときは、その理由を決定通知書に記載しなければならない旨を規定している。このように決定通

知書にその理由を付記すべきとしているのは、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第7条第2項各号所定の非開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、条例第13条第1項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない（最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号警視庁情報非開示決定処分取消請求事件）参照）。

イ そこで、本件処分における一部開示決定通知書の理由の記載が、開示請求者において非開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものといえるかについて、以下検討する。

本件処分は、条例第7条第2項第6号に該当するとして、本件申立文書の一部を非開示としたものであり、当該規定を適用する理由としては、一部開示決定通知書に、「市の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示とします。」と記載されているが、この理由の記載は、根拠規定とする同号の条文である「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」をほぼ引き写したものとなっている。しかし、なぜそれを開示することにより、本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのかが明らかではなく、非開示とする部分について単に「行政運営情報」としか記載していないことも相まって、本件処分における理由の記載は、開示請求者において本件申立文書が同号に該当する根拠を了知し得るものであったということとはできない。

ウ したがって、本件処分における理由の記載は十分なものとはいえず、条例第13条第1項の定める理由付記の要件を欠くものであると認められる。

(3) その他

なお、実施機関が当審査会に提出した一部開示理由説明書によれば、本件申立文

書を一部開示とした実質的な理由は、健康福祉局に係る市長の「事務の遂行に支障を及ぼすおそれ」であることが推察される。このような場合には、他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるといえるから、条例第14条に規定する事案の移送について検討することも考えられる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定は、理由付記に不備があり、取り消すべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年3月9日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成22年3月15日 (第166回第二部会) 平成22年3月19日 (第98回第三部会) 平成22年3月25日 (第163回第一部会)	・諮問の報告
平成22年4月2日 (第99回第三部会)	・審議
平成22年4月16日 (第100回第三部会)	・審議